

覺

一、組頭御昵近之面々縁邊・養子望之儀、彌如前々寄親・与頭より、奥村伊豫・横山志摩・永原左京・篠原織部迄、以書付可被相達事。

一、與力と與力・鷹師・御步行・御算用組・又家中其外町人等と、縁組・養子望之儀、唯今迄寄親心得に而被申付候得共、自今以後者右四人迄書付可被及内談候。

但、組付之與力茂其頭より可有内談候。

一、與力之子并兄弟等他國に遣候刻茂、寄親又は組頭より右四人に可被申聞事。

已上

與力縁邊并養子望、且又子弟等他國に遣候節之儀、別紙覺書之通候條、其御心得可被成候。以上。

三月七日

- 篠原 織部
- 永原 左京
- 横山 志摩
- 奥村 伊豫

御家中縁邊向後不及御窺、加賀守様御計に而可被仰付旨上意候。就夫唯今迄公儀に御窺被成候知行三千石以上并組頭之者共縁組之儀、以來下に而申合御窺之儀無用に候。いづくに成候娘・男子御座候間、縁邊被仰付被下候様にと計申上、縁組之望有之候者、御用月番之者方に卒度内證に而可申談候。下に而申合立御耳候事、必無用可仕候。望之通不

被仰付儀可有之候條、兼而右之通申聞可被置旨御意に候。恐々謹言。
(寛治元年)
七月朔日

今 枝 民 部
長 九 郎 左 衛 門

- 本 多 安 房 殿
- 横 山 左 衛 門 殿
- 前 田 對 馬 殿
- 奥 村 河 内 殿
- 奥 村 因 幡 殿
- 小 幡 宮 内 殿

覺

一、御家中縁邊之事、但三千石以上并組頭・物頭・近習召仕候者縁組、下に而不申合、自然望有之者、月番之者内證承届可申聞事。

右御印御定書如斯候條、向後可被得其意候。以上。

十月十日

- 今 枝 民 部
- 奥 村 河 内
- 前 田 對 馬

組 頭 充 所

最前微妙院様如被仰出、御家中縁邊之儀、不依大身・小身、不相立御耳下に而縁邊相濟候者、跡目被仰付間敷候之條、死去人被書上候刻、縁邊之儀書載可被申候。組頭中の申觸候間可被得其意候。以上。

二月十五日 寄合

七 養子之儀御定

覺

一、跡目之儀、養子は存生之内可致言上、及末期雖申之御

許容有間敷候。雖然其父年五十以下之輩は、末期におよぶといふとも其品により取次可申事。

一、十七歳以下之者於致養子者、吟味之上取次可申事。

一、自今以後は、同姓之弟・同甥・同従弟・同また甥并従弟、此内を以相應之者を撰べし。但、同姓之弟・同甥たりといふとも、或病者或其身人がらあしきもの、其斷に隨ひ差除之、同姓之内たれば何れにても養父の願にまかせ申上べし。若同姓於無之者、入掣・娘方之孫・姉妹之子・胤替之弟、此等は其父之人がらにより可立御耳之間、取次可申事。

附、入掣之儀者、此續之内従弟より末たらば、養子掣に願可申候。乍然弟・甥などの内に、猶子に成べき人がらのもの有之所に、其儀を指置、娘之年にあひ候もの入掣に望儀は成間敷候。右之連族於有之は、いづれにても掣養子に被仰付可被下旨願可申事。

一、他家に養子に相越、實子持不申もの、儀者、養父方之内を以願可申候。若養父方に養子可仕者於無之者、いづれにても養子被仰付被下候様に願可申事。

一、自然右之内に而茂可致養子もの於無之者、寄合所迄申